

息長氏と風の信仰

—「事代主神」考—

升田淑子

記紀神話の中に悲劇的構想の最大のものを見出すとすれば、大国主神の「國譲り」ではないかと思う。大国主神は、「言」を子の事代主神に移譲したその時、「言」は放下され、默示の世界に入つて行く出雲の大神の姿を幽明の内に見るからである。

「言」の本質は、「心・思・念」を元素として音声と化した靈府となり、体内から放出されて、飛翔するところにある。白川静『字統』「言」の項に、中国の古代詩の解として、「神意の反応があらわれることを音」という。神意はその「音なひ」によって示される。」とあるのが、このこととよく通じている。天と地、海そして地下といった宇宙的空間領域を自在に往来する動能（それは、たつ、むく、よす、わたら、あぐ等の言葉によつて表された）によって呪能が顯現し⁽¹⁾、人々はその「言」の本質を畏怖した。したがつて、

「咸に能く強暴る。」（紀、八段一書第六）、「草木咸に能く言語有り」（紀、九段本文）といった有様であった。全ての存在の根本が「言」でありながら、その根本は「言趣け、言向け」によつて「和・平」されるという、「言」の矛盾をそこに生じさせることになる。そして、草木・磐ねは「言止め」た。人間を「宇都志伎青人草」（記上巻、伊邪那岐命黄泉国訪問。）、「顕見蒼生」（紀、九段一書第一）と呼んでいたのも、「言」への同じ觀想からである。「言」はここで善と惡とに分けられ、始めて「言」の秩序が計られようとする。それならば、思想的に「言」は天上の高天原に帰属するものでよかつたが、しかし、ことは簡単ではなかつた。

皇孫の降臨に先駆けて、高巣產巢日神、天照大御神によつて葦原中國に遣わされた天若日子は、大国主神の女下照比売を妻として八年もの間復奏しなかつた。天若日子は、理由を尋ねるために遣わされた鳴女（雉。天探女とも）の「言」を「其の鳴く声甚悪し」（記）、「鳴声悪しき鳥」（紀）といつて矢で射殺す。天若日子には雉の「言」が理解されなかつたということは、天上に属する「言」が拒絶されたことを意味する。天上の神々が「言」の主導権を握つていなかつたところに、人間たちの「言」への飽くなき執念が見えて、天若日子の死はあつたが、愉快さえ感じさせる。天若

日子の葬儀には雉が「哭女」として奉仕する（記）。これは、出雲における葬送神話である。天若日子のもとに送られた鳴女雉が、天神系天若日子に通じない言葉を話したということがもし考えられていたならば、それは、着想に長じた作者の構想上の秘策であつたかも知れない。天若日子の話の、鳥が「言」を言い、雉が遣いとなつて出されているところから、それを聞き分ける者の居たことを暗に物語つている。「言」の差異による一つの悲劇的な形象が、こうして「国譲り」前夜に出来していたことは、「国譲り」に係わつてくる「事（言）代主神」の出現の意味を重くしてくるであろう。

「国譲り」神話は、高御産巢日神（高皇產靈尊）の心に発し、天照大御神、高木神によつて「言依」された葦原中国譲りを、『古事記』では建御雷神と天鳥船神、『日本書紀』では経津主神と武甕槌神とが遣いとなつて、その如何を大国主神（紀では大己貴神）に問う話である。『古事記』『日本書紀』には次のように書かれている。「事代主神」について考える上で「国譲り」の条をあらためて読み直したい。両書共に微妙に異なる内容をそれゞが複数持つので、長くなるが、全容を挙げる。

○ 古事記

(1) 其の大國主神に問ひて言りたまひしく、「天照大御神、高木神の命以ちて、問ひに使はせり。汝が宇志波祁流葦原中国は、我が御子の知らす國ぞと言依さし賜ひき。故、汝が心は奈何に。」とのりたまひき。爾に答へ白ししく、「僕は得白さじ。我が子、八重言代主神、是れ白すべし。然るに鳥の遊為、魚取りに、御大の前に往きて、未だ還り来ず。」とまをしき。故爾に天鳥船神を遣はして、八重事代

(2) 主神を徵し来て、問ひ賜ひし時に、其の父の大神に語りて言ひしく、「恐し。此の国は、天つ神の御子に立奉らむ。」といひて、即ち其の船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して、隠りき。

故爾に其の大國主神に問ひたまひしく、「今汝が子、事代主神、如此白しぬ。亦白すべき子有りや。」ととひたまひき。是に亦白しき。「亦我が子、建御名方神有り。此れを除きては無し。」とまをしき。如此白す間に、其の建御名方神、千引の石を手末に擎げて来て、「誰ぞ我が國に来て、忍び忍びに如此物言ふ。然らば力競べ為む。

故、我先に其の御手を取らむ。」と言ひき。故、其の御手を取らしむれば、即ち立氷に取り成し、亦剣刃に取り成しつ。故爾に懼りて退き居りき。爾に其の建御名方神の手を取らむと乞ひ帰して取りたまへば、若葦を取るが如、溢み批ぎて投げ離ちたまへば、即ち逃げ去にき。故、追ひ往きて、科野国の州羽の海に迫め到りて、殺さむとしたまひし時、建御名方神白ししく、「恐し。我をな殺したまひそ。此の地を除きては、他処に行かじ。亦我が父、大国主神の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。此の葦原中国は、天つ神の御子の命の隨に献らむ。」とまをしき。

(3) 故、更に且還り来て、其の大國主神に問ひたまひしく、「汝が子等、事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の隨に違はじと白しぬ。故、汝が心は奈何に。」ととひたまひき。爾に答へ白ししく、「僕が子等、二はしらの神の白す隨に、僕は違はじ。此の葦原中国は、命の隨に既に献らむ。（中略）亦僕が子等、百八十神は、即ち八重事代主神、神の御尾前と為りて仕へ奉らば、違ふ神

は非じ。」とまをしき。

○日本書紀

(4)

二の神、是に、出雲国の五十田狭の小汀に降到りて、則ち十握剣を抜きて、倒に地に植てて、其の鋒端に踞て、大己貴神に問ひて曰はく、「高皇產靈尊、皇孫を降しまつりて、此の地に君臨はむとす。

故、先づ我二の神を遣して、駆除ひ平定めしむ。汝が意何如。避りまつらむや不や」とのたまふ。時に、大己貴神対へて曰さく、「當に我が子に問ひて、然して後に報さむ」とまうす。是の時に、其の子事代主神、遊行きて出雲国の三穂の崎に在り。釣魚するを以て樂とす。或いは曰はく、遊鳥するを樂とすといふ。故、熊野の諸手船亦の名は天鵠船。を以て、使者稻背脛を載せて遣りつ。而して高皇產靈の勅を事代主神に致し、且は報さむ辭を問ふ。時に事代主神、使者に謂りて曰はく、「今天神、此の借問ひたまふ勅有り。我が父、避り奉るべし。吾亦、違ひまつらじ」といふ。因りて海中に、八重蒼柴籬を造りて、船柵を踏みて避りぬ。使者、既に還りて報命す。

(神代下 九段本文)

(5)

故、大己貴神、則ち其の子の辞を以て、二の神に白して曰はく、「我が咎めし子だにも、既に避去りまつりぬ。故、吾亦避るべし。如し吾防禦かましかば、国内の諸神、必ず当に同く禦きてむ。今我避り奉らば、誰か復敢へて順はぬ者有らむ」とまうしたまふ。(神代下 九段本文)

(6)

時に二の神、出雲に降到りて、便ち大己貴神に問ひて曰はく、「汝、

此の国を將て、天神に奉らむや以不や」とのたまふ。対へて曰さく、「吾が児事代主、射鳥遨遊して、三津の崎に在り。今當に問ひて報さむ」とまうす。乃ち使人を遣して訪ぶ。対へて曰さく、「天神の求ひたまふ所を、何ぞ奉らざらむや」とまうす。故、大己貴神、其の子の辞を以て、二の神に報す。二の神、乃ち天に昇りて、復命をもて告して曰さく、「葦原中國は、皆已に平け竟へぬ」とまうす。

(神代下 九段一書第一)

(7)

既にして二の神、出雲の五十田狭の小汀に降到りて、大己貴神に問ひて曰はく、「汝、將に此の国を以て、天神に奉らむや以不や」とのたまふ。対へて曰はく、「疑ふ、汝二の神は、是吾が處に来ませるに非ざるか。故、許さず」とのたまふ。是に、經津主神、則ち還り昇りて報告す。時に高皇產靈尊、乃ち二の神を還し遣して、大己貴神に勅して曰はく、「今、汝が所言を聞くに、深く其の理有り。故、更に條にして勅したまふ。夫れ汝が治す顯露の事は、是吾孫治すべし。汝は以て神事を治すべし。又汝が住むべき天日隅宮は、今供造りまつらむこと、即ち千尋の榜縄を以て、結ひて百八十紐にせむ。其の宮を造る制は、柱は高く大し。板は広く厚くせむ。又田供佃らむ。又汝が往来ひて海に遊ぶ具の為には、高橋・浮橋及び天鳥船、亦供造りまつらむ。又天安河に、亦打橋造らむ。又百八十縫の白楯供造らむ。又汝が祭祀を主らむは、天穗日命、是なり」とのたまふ。(神代下 九段一書第二)

(8) 是に、大己貴神報へて曰さく、「天神の勅教、如此殷勤なり。敢へて命に従はざらむや。吾が治す顯露の事は、皇孫當に治めたまふべ

し。吾は退りて幽事を治めむ」とまうす。乃ち岐神を二の神に薦めて曰さく、「是、當に我に代りて從へ奉るべし。吾、將に此より避去りなむ」とまうして、即ち躬に瑞の八坂瓊を被ひて、長に隠れましき。故、経津主神、岐神を以て郷導として、周流きつつ削平ぐ。逆命者有るをば、即ち加斬戮す。帰順ふ者をば、仍りて加褒美む。

是の時に、帰順ふ首渠は、大物主神及び事代主神なり。乃ち八十万の神を天高市に合めて、帥るて天に昇りて、其の誠款の至を陳す。

(神代下 九段一書第二)

以上のように、記紀の記述を八項に分けた。これによつて、動能と呪能とが生命体のように蠢く古代の「言」の世界は、「國譲り」という壮大な交替劇の中でどのように権力が握られているかを、一つの「知」として、見極めてみたいと思う。

「事代主神」は、一般には「託宣神」ととらえられている。柳田國男「託宣と祭」の中に、三穗津姫命と事代主神を祭神とする出雲の美保神社の一年神主が、靈夢のお告げを受ける話がある。⁽³⁾ それは、昌東舎の『諸国周遊奇談』の記事の中のこととして載つており、例祭との関係は比較的新しいようであるが、「託宣神」という「言」の概念化を誘う呼称は、「事代主神」を考える上で、むしろ一度遠ざけておきたい。

「事代」の「代」について、本居宣長は、師の賀茂真淵の説を受けて「事の志留志」という(『古事記伝』)。倉野憲司氏は、神田秀夫・太田善磨校註の『古事記』(日本古典全書)にある「本来は「言語活動をなす聖場の主」の意であつたかと思はれる。シロは特定区域の意。」に賛同しつつ、「言語の領域を支配する神で、託宣を掌る神の意」と説く。西郷信綱氏は

「言知リヌシ」として、「言」をつかさどる意と解し(『古事記注釈』)、神野志隆光氏は「言代(言の代行)主」として「決定的な明言にならう神」とする。「シロ」は文字通り「代」であり、「同時にそのもの」という古代の思考のあり方から、「神のことばの働きをする神」「神言をつかさどる言の料なる神でありながら、なお言そのものとして人間に示される神」だと説いているのは中西進氏⁽⁵⁾である。そして、事代主神が身を隠すのを「自決、死」という意味表現をした益田勝実氏は、神事の代行者であり、オオナモチの職能神として、オオナモチのコトシロたちの滅亡と共に滅びざるを得なかつたのだと説く。⁽⁶⁾ この中で特に、『古典全書』の「シロ」の解釈、中西進氏の「言そのもの」とする古代的思考相、そして、益田勝実氏の「廢王伝説」に見る、権力と衰微の中に消え去つた事代主神の姿に、それぞれ教示を受けた。その上で、事代主神の原質である「事代」の意味をなお追わせるほど、古代の淳厚で奔放な「言」への信仰が「國譲り」神話の詞の中に色濃く影を落としている。

(1)から(8)までを貫く思想は、天上の高天原と地上の葦原中国との対立の終章に置かれた「言」の絶対権、天上からの「言向け」に対する地上からの「言挙げ」に収斂される。そして、父と子という絶対的親子関係、さらには「心」と「言」とが完全に、大国主神と事代主神の属性とされた問題が、この後の葦原中國から倭國への歴史を方向づけることになる。

(1)から(6)までの大國主神は、事代主神を「わが子」と呼ぶ。『古事記』に「神屋楯比売命を娶して生める子は、事代主神」と記されているところからも、大国主神と事代主神の父子関係は証明されているが、大国主神の事代主神への称呼は、記紀に見られる様式ではあるものの、二柱の対峙を

強調しているかのような印象を受ける。それは、相異なる「心」と「言」への属性によって互の平衡を保とうとしているかに見えるからである。

高天原からの使者が国譲りの応否を大国主神に問う時、(1)「汝が心は奈何に」、(3)「汝が心は奈何に」、(4)「汝が意何如」と一様に「心」に向けられている。特に(3)の例では、使者が「事代主神、建御名方神の二はしらの神は、天つ神の御子の命の隨に違はじと白しぬ。」と言った後に発した言葉であって、(4)で、使者が事代主神に対して、高皇產靈の勅にどのように反応するか「辞を問ふ」と、「言」に向けたのと対照的である。そして(2)に、建御名方神の言葉として「亦我が父、大国主神の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。」と、二柱の神に対して「命」「言」と明確な使い分けをしているのを見る。事代主神に対しても、(1)「我が子、八重言代主神、是れ白すべし。」(2)「今汝が子、事代主神、如此白しぬ。」八重事代主神の言、「汝が子等、事代主神、建御名方神—白しぬ。」(4)「勅を事代主神に致し、且は報さむ辞を問ふ。」(5)「則ち其の子の辞を以て」、(6)「其の子の辞を以て」、(8)「(事代主神)—誠款の至を陳す。」と、全てが「言」で統一されており、二神への対応の違いが明確に語られている。(7)及び(8)は大国主神が主体の国譲りとなつていて、他の例と異なつていて伝承であるが、(7)では國譲りの見返りに天日隅宮、海に遊ぶ為の高橋・浮橋・天鳥船、天安河に打橋、立派な白楯が大国主神に贈られ、(8)では皇孫と大國主神の統治が地上の「顯露」と隠れた「幽事」とに分割される話になり、事代主神は、「帰順する首渠」として、他と全く異なる内容を持つている。この(8)の末文では、事代主神は大物主神と共に八十万の神を帥いて天高市に昇り、「誠款の至」を申し述べることになる。そして、(8)に続く語りでは、大物主神は国神の女を妻にして地上に還されるが、事代主神について

はその後の消息がない。天上に留ったのかもしないと推測させるところである。

(1)に、天上からの使者に「心」を問われた大国主神は、「僕は得白さじ。我が子、八重言代主神、是れ白すべし」と答えていた。この言葉は、大国主神が「言」を放棄し、子の事代主神に委ねる強い意思として聞こえてくるのであるが、宣長は、大国主神がこの時すでに年老いており、多くの事を事代主神に譲っていた為と説明している『古事記伝』。反対説もあるが、視点を少しずらせば、親から子への「言」の移譲、これによる権威の授受という、親から子への魂の継承があつたということを暗示すると解せなくもない。このような力は親から子へと譲られ系統が絶えないよう守られていたのであるから。しかし、事代主神に出雲神の最高位が委譲されたとは考えられない。事代主神は「延喜式 神名帳」の「御巫祭神八座」の最後に、「神產日神・高御產日神」等と共に入れられて宮廷を守る神に列座しているが、西郷信綱氏は「素姓は大和地方の土着の神」⁽⁷⁾であったと述べていて、やはりあくまで「言」の靈威の神として位置づけられるであろう。

大国主神が、「言」を放棄して「僕は得白さじ」と言つたと同様に、使者との間で「言」が成立していないのが、(2)の建御名方神である。この神は、使者の言葉を「忍び忍びに如此物言ふ」といつて、力競べで挑戦する。結果は、建御雷神が諷訪に敗走することになるのだが、建御名方神の敗北の素因は「言」に関係してある。使者の言葉を「忍び忍びに如此物言ふ」といつたのは、よく聞こえなかつたという類の意味ではなく、内容が全く理解できなかつたということなのだと思う。力競べは唐突に言い出された感があるが、これには出雲の野見宿祢と大和の当麻蹶速が相撲(争力)

をとったように、他国との間で行われる祭儀的要素がある（紀、垂仁天皇七年七月）。この時建御名方神が「誰ぞ我が國に来て」と言っていることに注意したい。この言葉は、他国に対する自國という意味で発せられたにちがいなく、「言」が理解できなかつたことと相俟つて諷訪訪逐への道をたどる。使者がいわば高天原という他国の言葉で話していただために、内容が理解できなかつたことは、「言」を持たなかつたのに等しい。「さひづらふ（枕）」「からさひづり」は、外国の言葉が何を言つているのか分らないことを意味する。『万葉集』でさえ、「東歌」には、東国地方の訛・方言で歌われた意味不明の語がある。言葉が通じないというのは、脅威であった。意味もなく騒いでいるところられたもの言う草木や石が、「言向け」られ制圧されたのもそのためである。そこで、大国主神の「僕は得白さじ」に、高天原の天神系と葦原中國の国神系の、言語上の対立が反映されていると考えられないであろうか。とすると、事代主神の中に、優れた言語能力、どのような「言」も理解する神であるという、「言」の靈威が、はつきりとした形で立ち現れることになる。「言」がそのまま体現されたのが「事代主神」であったということになる。「言」そのままであるから、「言」の動能、呪能のダイナミズム、宇宙空間を飛翔往来する神でなくてはならない。先に(8)の中で、天高市に昇った大物主神と事代主神の内、大物主神だけが地上に還つたのを、事代主神は天上に留つたのかもしれないと述べたが、事代主神には、天翔ける「言」を象徴するような「天事代虛事代王籤入彦嚴之事代神」の名が存するのである。

仲哀天皇八年九月、金・銀・彩色などを豊蔵する新羅国があるという神託を信じようとしなかつた祟りで、天皇は翌年一月、筑紫の櫓日宮で崩じた。後に神功皇后は自ら神主となつて、神託に現れた神の名を問う。この

時、神名を顯わす呪言の形「亦有すや」を挿みながら行なわれた神の名告りは、次の四柱のものであった。（『日本書紀』神功皇后撰政前期）

- ① 神風の伊勢国の百伝ふ度逢県の拆鈴五十鈴宮に居所す神、名は撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命
- ② 脇荻穂に出し吾や、尾田の吾田節の淡郡に所居る神
- ③ 天事代虛事代玉籤入彦嚴之事代神
- ④ 日向国の橘小門の水底に所居て、水葉も稚に出で居る神、名は表筒男・中筒男・底筒男の神

枕詞や比喩的表現をもつて、地名を語り出す呪詞の型に則り、四柱の神の名告りが告げられる。①の、「神風の一拆鈴五十鈴宮」までのような律文を、「音喻」論を展開する近藤信義氏は、神託の言葉に音樂性が自然に生じていると言い、「伝承の言辞」と説いている。⁽⁸⁾ここに見る四柱の神の名告りの型は、そのような史的背景に適つた統制性をもつて、見事に律的並んでいた。ただ、この内の①②④が「（修辞+地名）に所居て・所居る」神という型に入るのに対して、③の事代主神だけがこの型を持たない。しかし、他の名告りの列叙としてこの意味を見ると、「天事代虛事代」が事代主神の所居にあたることになる。とすれば、事代主神の属性は「天・虛」にあるということになる。これは、宇宙的空間を往来する「言」の神として適わしく、「（に所居て）」という文脈を持たない構成に、かえつて、一ヶ所に定着せず、「言」として空を飛翔する事代主神の雄姿が浮かんでくる。

「国譲り」(1)には、「八重言代主神」とあつたが、基本的に称詞であるこの「八重」も、空に關係を持つ語と考へてよいであろう。「八重垣・八重

雲・八重畳・八重棚雲・八重浪・八重山」などあるが、天孫の降臨や、出雲の遠祖天穗比命が天翔り国翔る時に押し別けた「天の八重雲」が、最も適しくイメージされる。高天原と葦原中国の中間に位置する境界、空の八重雲が「言」の神の居所ならば、「天事代虚事代」と同一の観想に入り、高天原と葦原中国とを繋ぐ「言」のダイナミズムは、一つの思想的形象として創出されてくる。『新撰姓氏録』には、和泉国神別（長公）に「大奈牟智神兒積羽八重事代主命」の名が見える。他に大和国神別（長柄首）に「天乃八重事代主神」、同（飛鳥直）に「天事代主命」、右京神別下（伊予部）に「天辞代主命」、左京神別中（畠尾連）に「天辞代命子国辞代命」がある。全て「天」が付されており、記紀の「国譲り」の中の事代主神とは異なつて、天神系として扱われている。この問題は、事代主神が人皇の巻の第一代神武天皇から第四代懿德天皇までの皇統譜に関係してくることと無縁ではないはずである。そして、最後の畠尾連の例は、「天辞代」の子が「国辞代」となっている。これを資料とするには注意が必要で、天孫族側の遠大な史觀による操作が加わっていると見られるが、思想的な作為による神名であろう。最初の「積羽八重事代主命」については、「ツムハ」を「ツミハ」として名に持つ事代主神が『旧事本紀』にも見えていて、「都味齒八重事代主神」（四 地神本紀）とある。これは古い伝承名の可能性が高いと考えられるが、「ツム」は字義通り、「積もる」（の他動詞）で、生きた鳥の羽の状態が観じとれる。鳥と風とが同じ観想で結ばれていることはすでに述べた通りであるが、風に乗り天に翔ける事代主神を彷彿とさせよう。

事代主神の系譜は、記紀共に大国主神の子とする。そして、『日本書紀』には、第一代神武天皇の正妃を、三嶋溝櫛耳神の女玉櫛媛との間に生まれた媛踏鞴五十鈴媛命とする。（神代上第八段一書第六に、事代主神が「八尋熊

鷄」となって三嶋の溝櫛姫（或いは玉櫛姫）の元に通い、姫踏鞴五十鈴姫命を生んだという伝承が見える。但し、一説には姫を大三輪神の子とし、事代主神と大物主神との混同がある）。媛踏鞴五十鈴媛命は、第二代綏靖天皇、第三代安寧天皇、第四代懿德天皇の母として記録されており、事代主神が天皇代創世記ともいうべき第一代から四代までに深く関与していることになる。『古事記』は、神武天皇の皇后伊須氣余理比売を、大物主神と三島溝昨の女勢夜陀多良比売との間の女とする。三島溝昨には『延喜式』神名帳撰津国鳴下郡に三嶋鴨神社と溝昨神社の二社があり、大物主神、事代主神そして一言主神を祖神としてしばしば混同した鴨族と密接なつながりがあつた。

「国譲り」が終結した後も、事代主神は第一代神武天皇から第四代懿德天皇まで、その系統を継いだ。船を踏み傾け、天の逆手を青柴垣に打ち成して身を隠したはずの事代主神の名が、こうして再び皇統譜に記憶されて行くのは、事代主神の神格である「言」への信仰以外に考えられない。「国譲り」神話の形而上の意味は、「言」の靈威の継承にあつたと考えられるのではないか。そして、大国主神から事代主神へ「言」が委ねられ、「國譲り」という形で皇孫に伝えられたという「事実」は、「言」の辿る國神から天神への上乗の道を示している。それは、永遠に語り継がれて行くという規矩のもとに、「言」の脅威的な動能と呪能とを「知」に変え、人の心を懷柔する力となる。これが「言」の神話の精神である。『延喜式』神名帳後巫祭神八座の中に坐す「事代主神」について、三谷栄一氏は、三代の天皇の外戚であることは、朝廷の古い時代に、事代主神を裔く豪族との近い関係があり、「乾方」（八神殿の方角）ともいうべき巫女への信仰を通じて穀靈、祖靈と結びついたためと説いている。（10）それが「事代」である

かぎり、「言」を畏怖し憧憬し、その絶対権を信じた者たちによつて請来され、宮中の守り神として置かれたのである。

『延喜式』神名帳には「事代主神」が次のように見える。

○ 大和国葛上郡

鴨都波八重事代主命神社二座

参考・葛木坐一言主神社

・高鴨阿治須岐託彦根命神社四座

○ 大和国高市郡

高市御県坐鴨事代主神社

○ 阿波国阿波郡

事代主神社

参考・建布都神社

○ 阿波国勝浦郡

事代主神社

右以外に記載のある「事代主神」は、『日本書紀』天武天皇上、元年七

月に、高市県主許梅に神憑りして「高市社」に居るといい、祝詞「出雲国

造神賀詞」には「宇奈提」に坐す神とある。これらがいずれの神社にあた

るのかについては、西田長男氏に綿密詳細な論文があり、これにほば尽き

ると言つてよい。その中で、事代主神などの出雲系の神をもつて「皇御孫

命の近き守り神」と考える如き思想は、「壬申の乱を経過した後でなけれ

ば出て来ないのではあるまいか。」と述べている。これを要すれば、天皇

が崇拝し守り神とする事代主神の登場は、天武朝以降ということになる。

吉井巖氏も、「ヌシ」を名に持つ神名の成立は新しく、事代主神も天武朝

になつてから皇室の尊崇を受けて確立したことを説く。⁽¹²⁾したがつて、八神殿に入れられたのも、神武天皇から懿德天皇までの皇統に関与してくるのも、期を同じくして新しいことであつたと考えてよいであろう。

それにつけても、式内社を見るかぎりでは、葛城鴨氏との関り方に、磐石の觀がある。諸氏にはほとんどふれられていない阿波国の事代主神について見ると、『新撰姓氏録』逸文に、阿波も多く鴨氏の在地であった痕跡がみてとれる。圧倒的な鴨氏との係わりの上に、葛城が「言」の聖地であったという古代の記憶が呼び覚まされるようである。葛城、そして事代主

神と「言」を軸として記紀をながめると、国譲りの大國主神と子の事代主神、第一代天皇から四代までの事代主神の皇統参入、景行天皇と子の倭建命、半島遠征の神功皇后、葛城で一言主神と遊ぶ雄略天皇、そして、壬申の乱における天武天皇と子の高市皇子たちの関係が際立ち、ここに、歴史を繋ぐ、「言」の一本の線が見えてくる。それが、「言」が、古代の動能と呪能とを激しく呼び覚ます「時」の線である。その背後に、『古事記』編纂に着手した天武天皇、すなわち息長氏の影を見る。そこに入る前に、まだ、事代主神の「鳥遊取魚」「以釣魚為樂」「遊鳥為樂」「國譲り」^{(1)、(4)}、原文、を説かねばならない。

参考文献

(1) 拙著「息長氏と風の信仰 — 「言」の神話」『学苑』七八三号 平成十八年一月

(2) 岡本直久「ワニと天武天皇」『桐朋学園女子部・研究紀要』六号 平成三年二月

(3) 柳田國男「巫女考 託宣と祭」『定本柳田國男集 第九卷』所収 筑摩書

房 昭和三十七年三月)

- (4) 神野志隆光「文学史における『古事記』」「『古事記の達成 その論理と方法』」東京大学出版会 一九八三年九月)
- (5) 中西進「万葉のことば——その「類」について」(『万葉のことば シリーズ・古代の文学2』 古代文学会編 武藏野書院 昭和五十一年九月)
『古事記をよむ2 天降った神々(古事記上巻II)』角川書店 昭和六十
二年三月
- (6) 益田勝実「廃王伝説——日本の権力の一源流」『火山列島の思想』筑摩書
房 一九九三年一月) ちくま学芸文庫
- (7) 西郷信綱「国譲りの神話 三 タケミナカタ、事代主」(『古事記研究』未
来社 一九八四年一月)
- (8) 近藤信義「第一章 発生と伝承の諸相 古層の枕詞の断片的性格」(『枕詞
論 古層と伝承』 桜楓社 一九九〇年十月)
- (9) 抽著「息長氏と風の信仰 —「虚・空」と神話的世界観」(『学苑』七七一
号 平成十七年一月)
- (10) 三谷栄一「第一編 民族文学の成立基盤とその周辺」(『日本文学民俗学的
研究』有精堂 昭和六十二年八月)
- (11) 西田長男「第三節 記紀神話の成立と壬申の乱」(『古代文学の周辺』 南雲
堂 桜楓社 昭和三十九年十二月)
- (12) 吉井巣「五「ヌシ」を名にもつ神々」(『天皇の系譜と神話 2』 所収 埼
書房 一九九一年十一月)

(ますだ よしこ 日本語日本文学科)